

令和元年度 第2回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和元年5月10日(金)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和元年5月10日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	令和元年5月10日 午後2時00分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 26名 欠席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樫臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	2番 橋口 丈一 3番 中村 金一					
出席した 農業委員会職員	事務局長 船津宏 課長補佐 高田真之 参事 大岩亜記					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断 について 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農地利用集積計画(第4回)の決定について					

開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（船津 宏君） それでは、総会を開会していきたいと思います。一同、ご起立をお願いいたします。礼。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。大変農作業も凄く日々忙しくなりますので、どうか、身体、またケガ等に十分注意されて、御奮闘いただきたいと思います。ただいまの出席委員は、26名です。定足数に達していますので、令和元年度あさぎり町農業委員会第2回総会を開会いたします。ただいまから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本会議の会議録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、2番橋口丈一委員、3番中村金一委員を指名いたします。

日程第2 報告第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定により通知について。それでは報告いたします。資料2ページをご覧ください。今回は、5件の合意解約となっております。解約理由につきましては、申請番号40番は契約内容の変更のため、申請番号41番から44番が、第三者貸し付けのためとなっております。以上で報告を終わります。

日程第3 報告第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、報告第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について行います。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。報告第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて。それでは報告いたします。資料は、2ページ目右側をご覧ください。今回は3月と4月の総会前に、担当委員の皆様方が現地を確認して頂いた際に、判断した4筆となっております。下の方に1番から4番とあります。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 次は、ちょっとすいません、事務局より説明があるそうですので、総会を協議会に切りかえます。

<全員協議会に切り替え>

<総会に切り替え>

◎農業委員会会長（杉下 和治君） それでは、総会に戻します。

日程第4 議案第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地法第3条の許可申請について説明をいたします。資料は3ページからになります。今回は所有権移転2件と、賃借権設定1件の審議をお願いいたします。申請番号3

番ですが、資料は3ページ右側からになります。譲渡し人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地としましては、一筆で地目は台帳・現況ともに畑。面積が915㎡となっております。移転する契約としましては所有権移転で、全体で35万円となっております。当該地には抵当権の設定が残っておりますが、このことについては譲受人が、抵当権の設定があることを了解の上で、抵当権の抹消の手続について、事前に法務局と相談を為されたところ、抵当権を付いたままで譲受人名義に変更をしてから手続を進めるほうが、抹消の手続がし安いですよ。という法務局の方からの、アドバイスがありましたので、敢えて抹消せずに、そのまま抵当権付で移転の手続を行うということです。その後、登録手数料等については譲受人さんが払って行きますけれども、抵当権抹消に伴う費用に関しては、譲渡人さんが支払うという約束を、とられておるということですので、補足いたします。譲受人さんは、申請地に飼料作物を作られる予定です。現地については、7ページの地図になります。

続いて、申請番号4番ですが、資料は8ページから12ページになります。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、台帳・現況とも田です。面積は292㎡となっております。移転する契約としましては所有権移転で、反あたり65万円となっております。譲受人は、申請地に水稻を作付される予定です。

次に、申請番号5番ですが、資料は12ページ右側からになります。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。賃借権の設定する土地としましては2筆で、地目は台帳・現況とも田です。面積は、合計2,156㎡となっております。設定する権利としましては、賃借権設定で反あたり1万円となっております。譲受人さんが新規就農との案件になりまして、農業次世代人材投資資金の手続等を前提として、賃借権設定の案件となっております。譲受人は、申請地にキュウリを作付される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしく願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第3班の現地調査がありましたので、申請番号3番について20番委員の濱田委員より、申請番号4番について11番委員の豊永委員より、申請番号5番について6番委員の城本委員より報告をお願いします。

○20番委員（濱田 定武君） 20番の濱田です。午前中現地調査を行って参りましたので、その報告をいたします。資料につきましては、3ページから7ページまででございます。7ページを見ていただきたいと思いますが、現地は県道入吉水上線からですね、深田の信号機がある訳でございますけれども、それから約4～500m入ったところの集落内の中に農地が点在しているところでございまして、現在は、今度譲受けされる方が飼料作物を作っておられまして、立派に農地として利用されているようでございます。別に問題ないと現地を見て参りました。御審議方よろしく願いいたします。以上です。

○11番委員（豊永 安茂君） 11番豊永です。申請番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。資料は8ページから12ページになります。場所ですけど11ページを開いてください。この地図の右から左に、中央に太い線があるのが、百太郎溝です。下から上に、また太い線があるんですけど、これがJAの岡原給油所から上に行けば、多良木地区の旧公立病院ですかね、あそこに行く道でございます。この中央が竹野地区なんですけど、竹野公民館の東側になります。対象地は割地でございます。3人で今、所有されているんですけど、その方1人が、3筆も作っておられて、1人の方が、それを今度の譲受人に譲渡するというところでございます。現在綺麗に管理してあります。何も問題ないと思いますので、審議方お願いいたします。以上です。

○6番委員（城本 康志君） 申請番号5番の6番員城本です。案件につきまして、午前中調査しました。ページ数としては13ページをご覧いただきたいと思っております。譲渡人、譲受人も地区内の方となっております、譲受人の方がですね新規就農という形で、譲渡人のハウスを借りて、今年度からキュウリを作るという事で、

頑張っているということです。何ら問題ないと思いますので、御審議方よろしくお願いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に申請番号3番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。最初に、申請番号3番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号3番の案件については許可することに決定しました。次に、申請番号4番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号4番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。はい、全員賛成です。したがって、申請番号4番の案件については、許可することに決定しました。次に、申請番号5番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号5番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号5番の案件については、許可することに決定しました。

日程第5 議案第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第2号、農用地利用集積計画、（第5回）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。議案第2号の農地農用地利用集積計画の決定について。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は18ページからご覧下さい。申請番号233番から240番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号241番から244番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号245番から255番は、新規の賃貸借権の設定です。申請番号256番は、新規の使用貸借権の設定です。申請番号257番から258番は、新規の農地中間管理事業による賃貸借設定です。失礼しました貸借設定です。続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は19ページ右側からご覧下さい。今回の申請は9件です。申請番号36番から37番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が買い入れをするものです。申請番号38番から44番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に売買価格についてですが、申請番号36番の買い入れ価格は、10アール当たり70万円です。申請番号37番の買い入れ価格は、10アール当たり55万円です。申請番号38番の買い入れ価格は、10アール当たり61万2,000円です。申請番号39番の買い入れ価格は、10アール当たり35万7,000円です。申請番号40番の買い入れ価格は、10アール当たり56万1,000円です。次の20ページをご覧下さい。申請番号41番の買い入れ価格は、3段目以外の土地につきましては、10アール当たり71万4,000円です。3段目の土地につきましては10アール当たり51万円です。申請番号42番の買い入れ価格は、10アール当たり78万5,400円です。申請番号43番の買い入れ価格は、10アール当たり5万1,000円です。申請番号44番の買い入れ価格は、10アール当たり5万6,714円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。また、21ページから25ページにかけては、申請地、位置図、利用権設定

など状況一覧表と農用地利用集積計画総括表と載せております。なお、申請位置図につきましては、36から37番の農地のみを掲載しております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農用地利用集積計画（第5回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから議案第2号、農用地利用集積計画（第5回）についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和元年度あさぎり町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） ご起立願います。礼。

閉会 午後2時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

平成 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 2番 橋口 丈一

あさぎり町農業委員会 署名委員 3番 中村 金一